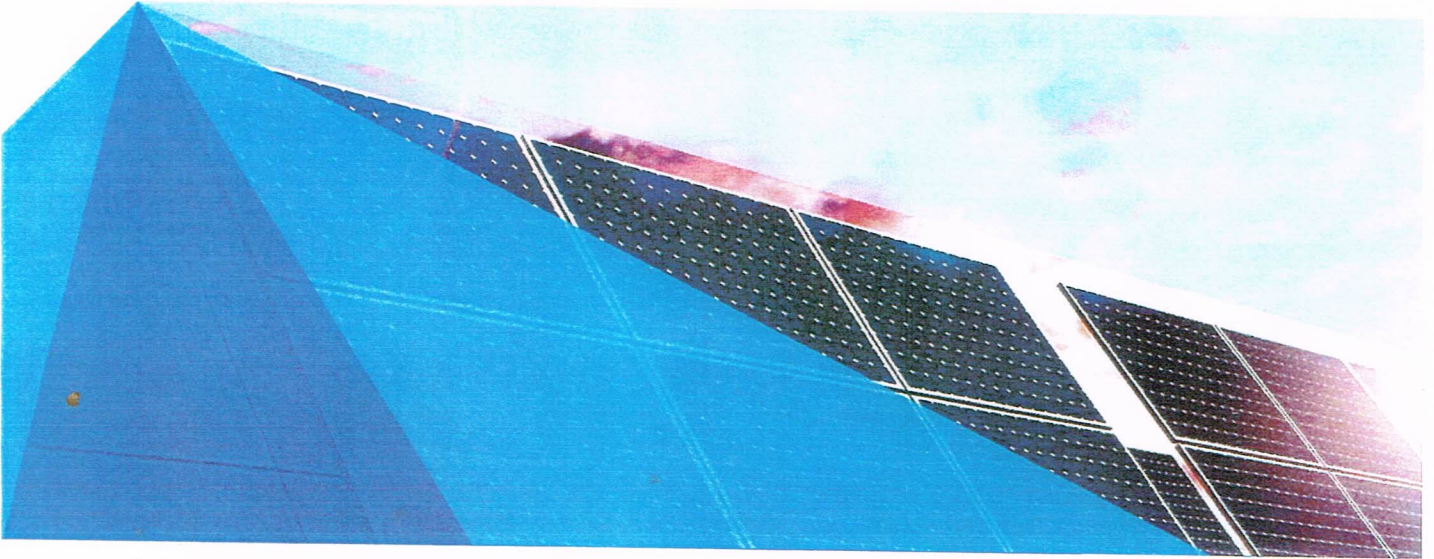


近隣住民の皆様へ



株式会社太陽設備の考え方

「いつも時代のイノベーターでなければならない」



○システム管理センターの開設○

私たちのような会社の規模で大型スクリーン6面を含む全21面のディスプレイを備えたシステム管理センターを所有している会社は日本中どこを探してもありません。しかしリアルタイムで発電所の状況を詳細に把握する事はお客様の安心と信頼のために必ず必要になると考え設置いたしました。そのおかげでどこよりも一歩進んだメンテナンスを行うことができています。このように太陽設備はいつも一歩先二歩先を考え新たな道を切り拓いていきます。

「そして太陽設備は新たなステージに挑みます」

○もしもの時に備えた安心のご提供○

昨今の日本では、これまで想像もできないような自然災害が起き、もしもの事態に備えることが急務になってきています。弊社も、管理の徹底だけに留まらず、地域のみなさまの安心を実現するため、今回新たな対策を実行致しました。

地域住民の皆様にご安心をご提供 対策その① ～賠償責任保険の付保～

- 補償の対象：第三者に対しての身体障害・財物損壊等の賠償責任
- 補償概要：被保険者（事業者）の所有、使用、管理する施設（太陽光発電）ならびサービス等に起因して発生した事故による法律上の損害賠償責任を補償
- 保険種目：賠償責任保険
- 保険金をお支払いする主な場合
第三者への身体・財物損壊に起因する被保険者の法律上の賠償責任
<施設所有・管理賠償責任>
被保険者の所有、使用、管理する種々の施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備などによって生じた事故、もしくはそれらの施設の内外で行われる通常の生産、販売、サービス業務等の仕事に起因して発生した事故による損害賠償責任が対象

☆太陽設備では、この賠償補償を全施設に大型付保致しました☆

補償限度額 **対人：1名2億円 1事故10億円**
対物：1事故10億円

・・・これだけ終わらないのが、太陽設備

3

施設賠償保険では対応できないことがあります

昨今猛威を振るっている『台風に基づく損害賠償責任』
2019年の台風被害にあった、千葉県ゴルフ練習場の事故をご存じですか？

保険会社では、台風発生時の賠償責任について以下の観点で被保険者に過失があるのか、弁護士見解等を交えて判断します。

●不法行為責任（民法709条）が認められるか

被保険者の
過失

＝ 予見可能性に基づく結果回避義務は果たされていたか

●土地工作物責任（民法717条）が認められるか

被保険者の
過失

＝ 予想される危険に対し、通常備えているべき安全性があったか

※施設管理実態や損害防止措置によっては損害賠償責任が認められないケースも考えられます。
⇒賠償責任保険の対象外になるケースがあります

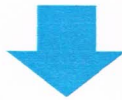
※つまり、弊社が施設を適切に管理しており、予想される危険にしっかり備えていた場合に、近隣の皆様に対し法的な補償義務が発生しない可能性があります。

4

法的責任がないからと言って、それで良いのか？



「いつも時代のイノベーターでなければならない」




日本で初めて

保険会社と交渉を進め、これまで対応
できなかったリスクにも対応致しました

5

被害者対策費用補償の概要【イメージ図】

台風による近隣住民・近隣企業への身体・財物損害発生

損害賠償責任あり	損害賠償責任が 明確でない場合	損害賠償責任なし
施設賠償責任 保険にて補償	施設賠償責任 保険にて補償	施設賠償責任 保険にて補償 



ここに対応！

6

地域住民の皆様にご提供 対策その② ～ブランドイメージ保険（新設）の付保～

- 補償の対象：台風等による近隣住民・近隣企業への身体・財物損害
- 補償概要：被保険者（事業者）の所有、使用、管理する施設（太陽光発電）が、台風、雪災、雹災、落雷、水災に起因して、被害者（近隣の住民ならび企業等）に身体的ならび財物損壊を与えてしまった場合にかかる費用を補償します
- 保険種目：ブランドイメージ保険（費用保険）
- 保険金をお支払いする主な場合
被保険者が以下の費用を支出すること（実際に支出したもの）
 - ①被害者の身体の治療費用、葬祭費用
 - ②被害者が所有する建物、車両等の修理費用
 - ③上記以外の社会通念上、適当な見舞金等の費用
- 保険金をお支払いしない場合
 - ・ 契約者・被保険者の故意、犯罪行為、法令違反
 - ・ 地震及び地震による火災、津波、噴火
 - ・ 戦争・紛争・外国の武装行為・暴動
 - ・ 核、原子力、放射能
 - ・ その他保険約款に記載の免責条項

☆太陽設備では、このブランドイメージ保険を日本で初めて付保致しました☆

補償限度額 10,000千円/1被害世帯・1法人 100,000千円/1事故
※被害者の死亡・後遺障害に対する見舞金については1名5,000千円限度

7

「いつも時代のイノベーターでなければならない」

これからも、この信念に基づき行動を続けて参ります



TAIYO SETSUBI
株式会社太陽設備

株式会社太陽設備
代表取締役 板東慶憲

8